

第一章 総則

第一条 総会の名称は深圳市越境EC協会で、英語の名称は(ShenZhen Cross-Border E-Commerce Association)、英語の略字はSZCBEA。

第二条 分科会の性質:分科会は、国境を越えた電子商取引および関連サービスを行う企業が自主的に結成した地方、業界、非営利の社会組織である。

第三条 分会の目的は以下の通りである:憲法、法律、法規と国家政策を遵守し、社会道徳風を遵守し、多くの会員を団結して、教育して、導き、サービスして、国境を越える電信商業界の経済発展の成り行きを検討し、業界の自律を強めて、誠実な経営を実行する。会員単位の合法的な権益を保護して、架け橋の機能を強化し、両国の電子商取引の迅速で健康な発展に貢献する。

第四条 支部は社団登録管理機関である深圳市民政局と深圳市越境電子商取引協会から業務指導を受ける。

第五条 分科会は総会の構成部分として法人資格を有しておらず、別途定款を定めることはできない。支部は、この社会団体の許認可の範囲内で会員を発展させ、会費を徴収しなければならない。発展した会員は総会の会員であり、会員費は総会の所有である。

第六条 各分科会は総会名を冠して活動を展開すべきであり、フルネームを用いるべきである。例えば、分科会では“深圳市越境電子商取引協会日本分会”を使う。

第二章 サービス範囲

第七条 支部の業務範囲:

会員情報交流、会員トレーニング、会員コンサルティングサービス、業界会議と展示、業界課題調査、会員企業の法律遵守、自律経営を推進する。

(一) 国境を越える電気商業界と関係がある国家の法律政策の徹底を宣伝する;

(二) 会員の合法的な権益を保護し、彼らの合理的な意見と要求を反映し、政府に関連する状況を反映し、そして政策と立法提案を提出する;

(三) 理論研究を展開し、国境を越える企業の商品取引、サービスなどに関する学術研究を組織する;

(四) 経験交流を組織し、国内外の関係組織との協力と交流を強化する;

(五) 会員トレーニングと会員コンサルティングサービスを展開し、会員の業務能力と専門レベルを向上させる;

(六) 不正競争に対する業界の自主規制、ネット詐欺などの非誠実な行為への抵抗;

(七) 業界情報プラットフォームを構築し、編集刊行物などの内部交流刊行物を編成する;

(八) 会員を組織し社会公益事業に積極的に参加する;

(九) 政府関係省庁から依頼された本会議の趣旨に合致するその他の事項を担当する。

※本サービスについては利用規約をご確認の上ご利用ください。

第三章 会員

第八条 支部会員は単位会員で構成されている。

第九条 支部に加入するには、以下の条件が必要です：

- (一) 国家関連の法律法規を遵守し、法律を誠実に遵守し経営すること；
- (二) 分会規約の承認と擁護；
- (三) 任意加入分会；
- (四) 経營業務範囲は当会サービス範囲内または関連性が強い；
- (五) 分科会の業務(業種、学科)の分野で一定の影響がある。

第十条 支部会員の入会手続きは以下の通りです：

- (一) 入会申込書及び本会で求められる関係証明書類の提出；
- (二) 分科会事務局の審査を経て合格する；
- (三) 理事会又は定款に規定された機関の議論を経て可決する；
- (四) 理事会又は理事会の権限を受けた機関が会員証を発行；

第十一条 会員は以下の権利があります：

- (一) 分会の選挙権、被選挙権と議決権；
- (二) 総会と各分科会の活動に参加する権利；
- (三) 総会と各分科会のサービスの優先権を獲得する；
- (四) 分会活動に対する知る権利、批判建議権と監督権；
- (五) 入会は自発的に、自由権を脱退する。

第十二条 支部会員は以下の義務を履行する：

- (一) 分会の規約を守る；
- (二) 実行分会の決議；
- (三) 分会の合法的権益の保護；
- (四) 分科会に提出した仕事を完成する。
- (五) 分会に状況を反映し、関連資料を提供する；
- (六) 規定により会費を納付する；
- (七) 部会の活動に積極的に参加；
- (八) 自ずと支部会の名声を維持し、会員間の団結を維持する；
- (九) 法律、法規、関連業界の準則および分会が規定した関連義務を遵守する。

第十三条 会員の会費標準：

- (一) 会長会社は毎年会費30万元を納付します；
- (二) 常務副会長会社は毎年会費5万元を納付しています；
- (三) 副会長会社は毎年会費3万元を納付しています；
- (四) 常務理事単位毎年会費2万元；
- (五) 理事単位は毎年会費1万元を納付します；
- (六) ゴールド会員単位は毎年会費3800元を払います；

第十四条 会員の退会は本会議と支部に書面で通知し、会員証を返納し、会員が1年以上義務を履行しなかった場合は自主退会とみなされます。

第十五条 会員は規約違反が深刻な場合、理事会の議決を経て除名される。会員は理事会の除名決定に不服を申し立て、理事会で回答し、必要に応じて会員総会の審議に提出することができる。

第十六条 支部は、入会企業のリストと連絡先を総会で報告し、支部会員が総会の活動に参加する際に連絡する必要があります。

第四章 組織や責任者の発案、罷免

第十六条 分会の最高権力機構は会員(代表)大会であり、管理機構は秘書長単位および会長単位であり、各分会は少なくとも会長および執行秘書室長を選出し、少なくとも一人の補佐を装備して分会の管理調整業務に参加する。

第十七条 分会会員(代表)大会は2/3以上の会員が出席する方に開かれる必要があり、その決議は会に出席した会員の半数以上の議決を経て発効し、終了を決定する会議であるので、実際の会に出席した会員の数の過半数の賛成を得て、決議は有効である。

第十八条 チャプター会員(代表)大会は毎年4年間、特殊な状況のため、繰り上げて或いは延期する必要がある場合、理事会の議決で可決し、シンセン市跨境電子商務協会と社団登録機関の批准で同意しなければならない。しかし、最大で1年を超えることはない。

第十九条 理事会は、会員(代表)大会の執行機関であり、閉会期間中は自団体の日常業務の運営を引率し、会員(代表)大会に対する責任を負う。

議会の権限は

- (一) 会員(代表)総会を開催し、総会に業務報告と財務報告を提出する;
- (二) 実行会員(代表)大会決議;
- (三) 事務局、支店、代表機関の設立又は取り消しを決定し、それに基づいて深セン市越境電子商取引協会に届け出又は登記申請をする。
- (四) 各機関を指導して仕事を展開する;
- (五) 内部管理制度の整備;
- (六) 執行会長、秘書長の招聘或いは解雇;
- (七) 秘書長の業務報告を聞き、審議し、秘書長の業務を検査する;
- (八) その他の重要事項を決定する。

第二十条 理事会は理事の2/3以上が出席すれば開かれ、理事の2/3以上が議決すれば発効される。

第二十二条 理事会は少なくとも年に一度は会議を開きます;特別な場合は、通信形式で開催することもあります。

第二十三条 分会の会長、副会長、事務総長は以下の条件を備えなければならない:

- (一) 党の路線、方針、政策を堅持し、政治の質がよい;
- (二) 当グループの業務領域内では大きな影響がある;
- (三) 会長、副会長、秘書長の最高年齢は70歳以下で、秘書長は専門職にある。
- (四) 体が健康で、正常な仕事を続けられます;
- (五) 政治的権利剥奪の刑事処罰を受けたことがない;
- (六) 完全な民事行為能力を持っている;

第五章 財産の管理・使用原則

第三十三条 セッションの収益は

- (一) 会費;
- (二) 自然人、法人またはその他の団体からの自発的な寄付;
- (三) 政府からの資金援助;
- (四) 認可された業務範囲内で活動またはサービスを展開した場合の収入;
- (五) 利息;
- (六) その他の合法的な収入など。

第三十四条 本会の財産およびその他の収入は法律の保護を受け、いかなる企業、個人も横領、私分、流用してはならない。

第三十五条 当会は、会員(代表)総会において通過した会費に準じて会員会費を申し受けません。

第三十六条 本会議経費は、定款で定められた業務範囲と事業の発展のために使用され、会員には分配されない。

第三十七条 本会は《民間非営利組織会計制度》を執行し、法律に基づいて会計を行い、健全な内部会計監督制度を構築し、会計資料の合法性、真実性、正確性、完全性を保証する。

第三十八条 当会の資産は政府の出資援助と社会から寄贈された部分から由来し、登録管理機構に速やかに出資援助の受け入れ、使用、寄付金の関連状況を報告し、そして出資援助者、寄贈者と社会の監督を公開に受け入れるべきである。

スポンサーやドナーと契約を結んでいる場合は、寄付約款に定められた用途・方式・期間に応じて使用しなければなりません。当会が寄付契約に違反して寄付資産を使用した場合、後援者及び寄付者は、当会が寄付契約を遵守すること又は人民裁判所に寄付行為の取り消し及び寄付契約の解除を申請することができる。

第三十九条 当会は税務、会計主管部門が法に基づいて実施する税務監督と会計監督を受ける。

第四十条 本会には専門資格を持った会計係が配置されており、会計を兼任することはできません。経理担当者が異動や退職する場合は、必ず引き継ぎ担当者と引き継ぎ手続きをしなければなりません。

第四十一条 本会専任スタッフの給与や保険、福利厚生は、国の関係規定に基づいて行われています。

第四十九条 当団体の資産管理は、会員総会(会員総会や)及び財務部門の監督を受けて、国の定めた財務管理制度を実施しなければなりません。資産の出所は国家資金或いは社会からの寄付、出資であり、必ず監査機関の監督を受け、そして関連する状況を適切な方式で社会に公表しなければならない。

第四十二条 本会議において、法定代表者の交代及び清算を行う場合は、財務監査を行い、登記管理機関へ申告しなければなりません。

第四十三条 本会は《社会团体登録管理条例》の規定に基づき登記管理機関の組織による年度検査を受ける。

第六章 定款の修正プログラム

第四十四条 分枝規定の改正については、まず総会の審議を経なければならない。

第四十五条 本会議で改正された規約は、本会議の可決後15日以内に、社団登録管理機関の審査を経て効力を発揮しなければならない。

第七章 終了手続きおよび終了後の財産処分

第四十六条 この場合、終了する必要がある次のいずれかのシナリオがあります。

- (一) 規約の趣旨どおり公益活動を続けることができない;
- (二) 分立・合併が発生した場合;
- (三) 自ら解散する。

第四十七条 本会議が終了した場合には、理事会が中止の動議を提出し、本会議が可決された後、15日以内に登記管理機関の審査を受ける。登録管理機関の審査・同意を経て、15日以内に登録抹消登録を登録管理機関に申請する。

第四十八条 本会議が終了する前に、登記管理機関の指導の下に清算組織を設立し、債権債務を整理し、事後処理を行う。清算期間中は、清算以外の活動は行いません。

第四十九条 当会は、社会団体登記管理機関による登録抹消手続きを経て終了となります。

第五十条 当会の抹消後の残存財産は、関係機関及び登記管理機関の監督下において、以下のような形で公益目的に使用されるべきである。

登録管理機関の組織が、本会と性格・趣旨が同じ社会公益組織に寄付し、公益事業に活用し、社会に公告する。

第八章 付則

第五十一条 この定款は2017年2月14日の会員総会で表決された。

第五十二条 この規約の解释权は総会に属する。

第五十三条 この規定は、登録管理機関が承認した日に効力を生ずる。